

重 要 性 分 類 II  
事 務 連 絡  
令和 6 年 12 月 25 日

保険医療機関・薬局 各位

社会保険診療報酬支払基金  
北関東地域審査事務センター

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う  
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、令和 6 年 12 月 5 日付け「【最終案内】新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて」（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、公費支援等が終了となるため、請求事務を速やかに行っていただくよう周知されておりますが、請求時期が差し迫っていることから、改めてご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、埼玉県においては、埼玉県保険医療部感染症対策課より令和 7 年 2 月診療分（令和 7 年 3 月 10 日までに審査支払機関に請求する分のこと）までと連絡を頂いておりますので、請求がお済みでない医療機関にあっては、速やかに請求を行ってくださいよう、よろしく願いいたします。

感対第 7 2 2 - 1 1 号

令和 6 年 1 2 月 1 9 日

埼玉県社会保険診療報酬支払基金  
北関東地域審査事務センター長  
埼玉県国民健康保険団体連合会理事長

} 様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症にかかる公費支援終了に伴う  
埼玉県における請求事務の取扱いについて

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費公費支援（いわゆる 28 公費）については、検査・外来・（旧）入院医療費については令和 5 年 5 月 7 日、治療薬・（新）入院医療費については令和 6 年 3 月 31 日をもって終了したことは御承知いただいていることと存じます。

多くの医療機関におかれましては、既に 28 公費に関するレセプト請求を終えていることと思われませんが、現在も一部医療機関からの請求が続いているところです。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする、外来(28110609)・治療薬(28110807)・（新）入院(28110708)医療費の請求は、令和 7 年 1 月診療分の時期が最後の機会である旨（令和 7 年 1 月診療分の時期とは、令和 7 年 2 月 10 日までに審査支払機関に請求する分のこと）、令和 6 年 10 月 3 日厚生労働省事務連絡があったところですが、今般、厚生労働省より、令和 6 年 12 月 5 日付けで再度周知がありました。

埼玉県においては、令和 7 年 2 月診療分（令和 7 年 3 月 10 日までに審査支払機関に請求する分のこと）まで請求が可能ですので、請求がお済みでない医療機関にあっては、速やかに請求を行ってくださいますよう、各方面を通して医療機関への周知方、何卒よろしくお願いいたします。

また、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金を財源とする、検査(28110500 他)・旧入院医療費(28110005 他)につきましても、速やかな請求の周知をお願いいたします。